

議案第十九号

港区立住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区立住宅条例の一部を改正する条例

港区立住宅条例（平成六年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「以下」を「第十五条第二項において」に改める。

第十五条第二項中「毎年」を削る。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の見出し及び四項を加える。

（港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ高浜の除却に係る特例）

2 港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）第三条第二項の表に規定する港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ高浜（以下「現住宅」という。）の除却に伴い、現住宅の使用者から第三条第二項の表に規定する区立住宅（以下「新住宅」という。）を使用する

旨の申出があつたときは、第七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる要件を満たす場合に限り、区長は、新住宅の使用を許可することができる。

3 区長は、前項の規定により新たに使用を許可した新住宅の使用料等が現住宅の最終の使用料（使用料の減額を行っていた場合にあつては、使用者負担額）を超える場合は、入居開始後二十年間を限度として、区規則で定めるところにより、新住宅の使用料等の減額を行うことができる。

4 前項の規定により使用料等の減額を行う旨を決定したときは、新住宅の使用料等、前項の規定による減額後の額、減額期間その他必要な事項を明記の上、使用者に対し通知するものとする。

5 付則第三項の規定による減額を行った場合においては、第十六条から第十八条まで、第十二条第二項並びに第二十八条第一項第二号及び第二項の規定を準用する。この場合において、第十六条第一項中「使用料（第十二条の規定による使用料の減額を行う場合にあつては、使用者負担額。以下「使用料等」という。）」とあり、第十六条第二項及び第三項中「使用料等」とあるのは「付則第三項の規定による減額後の使用料等」と、第十六条第四項中「使用料等の額」とあるのは「付則第三項の規定による減額後の使用料等の額」と、第十七条、第十八条第二項及び第三項、第二十二條第二項並びに第二十八条第一項第二号中「使用料等」とあるのは「付則第三項の規定による減額後の使用料等」と、第二十八条第二項中「第十二

条に規定する使用料の減額」とあるのは「第十二条に規定する使用料の減額及び付則第三項に規定する使用料等の減額」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第十二条第二項及び第十五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

特定公共賃貸住宅シテイハイツ高浜の除却により、転居先として区立住宅を使用する場合の使用料の特例を定めるため、本案を提出いたします。